

平成 31 年 1 月 4 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 平成 31 年度税制改正大綱について

平成 30 年 12 月 14 日に平成 31 年度税制改正大綱が公表されました。

## [1] 個人所得課税

## (1) 住宅取得減税の改正

平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年末までの間、消費税率 10% が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間が 3 年延長されて 13 年間となります。その際、11 年目以降の 3 年間については、「購入価格の 2% を 3 等分した額」と「借入残高の 1% の金額」を毎年比べて低い方の金額が控除されます。

## (2) 自動車税の改正

平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）について、小型自動車を中心に全ての区分において、自動車税の税率が引き下げられます。

## (3) ふるさと納税の改正

返礼品の返礼割合が 3 割を超える場合等は、その都道府県等は特例対象から除外されるようになります。…平成 31 年 6 月 1 日以後に支出される寄附金から適用

## [2] 資産課税

## (1) 個人事業者の事業承継に対する支援に係る特例の創設

個人事業主が平成 31 年 1 月 1 日から平成 40 年 12 月 31 日までの間に、相続又は贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続する等の一定の条件を満たす場合には、担保の提供を条件に相続又は贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税又は贈与税の納税が猶予されます。

## (2) 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

適用期限を 2 年間延長し、受け取る側（子・孫）の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には適用が受けられないこととなります。

## (3) 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

適用期限を 2 年間延長し、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には適用が受けられないこととなります。

## (4) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての改正

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から相続開始前 3 年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。

## [3] 法人課税

## (1) イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度について税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限を法人税額の 40%（現行：25%）に引き上げられます。

## (2) 中堅・中小・小規模事業者の支援

① 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が 2 年延長されます。

② 中小企業投資促進税制の適用期限が 2 年延長されます。

## (3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

① 法人事業税の標準税率が現行の税率 1.3%～9.6% が 0.4%～7% に改正されます。

② 特別法人事業税（仮称）と特別法人事業譲与税（仮称）が創設されます。

上記①と②は平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用